

定 款

一般社団法人

高 知 県 作 業 療 法 士 会

一般社団法人 高知県作業療法士会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人高知県作業療法士会と称する。

(所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、社団法人日本作業療法士協会と連携のもとに、県内の作業療法士の専門的技能の研鑽、作業療法の普及発展を図り、県民の地域医療、保健、福祉の充実及び向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 作業療法の学会、研修会、研究会等の開催
- (2) 作業療法ならびに医療、保健および福祉に関する調査、研究
- (3) 作業療法に関する広報事業
- (4) 作業療法士の卒前および卒後教育に関する事業
- (5) 地方公共団体等の行う医療、保健、福祉事業への協力
- (6) 作業療法に関する刊行物の発行
- (7) 会員の資質および社会的地位の向上と相互福祉や厚生に関する事業
- (8) 関係団体との提携交流
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会 員

(入会および会員の種別)

第6条 当法人の会員は、正会員と賛助会員からなる。

- (1) 正 会 員 社団法人日本作業療法士協会正会員で高知県内に勤務するもの、又は高知県内の自宅に在住する者

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人または団体

(入会手続)

第7条 当法人の正会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、別に定める会費を納期までに納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条第1号に規定する資格を失ったとき
- (2) 死亡（法人にあつては解散）
- (3) 除名

(退 会)

第10条 当法人の会員は、その旨を会長に届け出て退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が当法人の名誉を毀損し、秩序を乱し、又は当法人の設立の趣旨若しくはこの定款に反する行為を行なった時は、総会において出席した正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする時は、あらかじめ、その会員に除名の理由を通知し、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第13条 総会は、この定款に別に規定するものの他、この法人の運営に関する一切の事項を決議する。

(開 催)

第14条 定時総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき

(3)第23条第5項第4号に基づき、監事が招集したとき

(招 集)

第15条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に召集し、臨時総会は、前条第2項第3号により監事が召集する場合を除いて、会長が招集する。

2 総会を招集するには、その15日以前に、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第16条 定時総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第17条 定時総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第18条 定時総会の議決は、この定款に別に定めるものの他、定時総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面による表決等)

第19条 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び次条第3号の規定については、出席したものとみなす。

(総会議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)正会員の総数

(3)定時総会にあってはその総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること）

(4)議長の選任に関する事項

(5)審議事項及び議決事項

(6)議事の経過の概要及びその結果

(7)議事録署名人に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 8名以上13名以内

監事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長とする。
- 3 前項の会長、副会長、事務局長をもって「一般法人法」上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第23条 会長は、当法人を代表し会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたときはあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款および総会の議決に基づき、会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織して第29条に定める事項を議決し、執行する。
- 5 監事は、次の各号に関する職務を行う。
 - (1)当法人の財産を監査すること
 - (2)会長、副会長、理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3)財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4)前各号の報告をするため必要のあるときには、理事会又は総会を招集すること

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の議決により解任することができる。

(顧問・相談役設置)

第26条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款に別に規定するものの他、次の事項を議決する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督

- (3) 会長の解職
- (4) その他当法人の運営に関する重要な事項

(開 催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の現在数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第23条 第5項 第4号に基づき、監事が招集したとき

(招 集)

第30条 理事会は、前条 第3号の規定により監事が召集する場合を除いて、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、その7日以前に、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を理事に通知しなければならない。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び副会長及び事務局長及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第37条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第38条 当法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および予算)

第39条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前会計年度の予算に準じ、執行することができる。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収入又は支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び決算書類を作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することは出来ない。

(解 散)

第42条 当法人の解散は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、当法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 2 当法人の設立当初の理事の任期は、平成 22 年度の定時総会の終結の時までとする。
- 3 当法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。
- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。